

プレコンセプションケア普及・啓発業務委託仕様書

1 業務名

プレコンセプションケア普及・啓発業務

2 目的

プレコンセプションケアに関する知識を知らない方や関心がない方に対して、プレコンセプションケアの概念及びプレコンセプションケアに関する知識の効果的な普及啓発を行い、正しい知識を得たうえで、自らの現在及び将来の健康やライフプランを考えることができるようになることを目的とする。

3 業務内容

前記2に掲げる目的を踏まえ、次の業務を行うこと。

(1) プレコンセプションケアについての知識・普及啓発動画の作成

プレコンセプションケアを知らない県民に対して、プレコンセプションケアの概要、およびプレコンセプションケアに関する知識に触れる機会を提供するための動画を作成すること。

動画については、目的達成のために効果的な媒体（SNS等含む）で発信することを想定して作成すること。テーマについては、県が別途指定するものとし、テーマ（内容）数は全体で15程度（1分程度の短編の動画及びそれらを合わせた長編の動画を合わせた数）とする。（項目の例は別添資料参照）

また、作成した動画については、県が設定する有識者会議にて内容について協議を行う。その会議に出席（対面またはオンライン）し、意見を踏まえて内容を修正すること。

(2) 動画視聴者に対するアンケート及び評価の実施

(1)で作成した動画を視聴した県民に対してプレコンセプションケア及び啓発動画についてのアンケートを実施し、結果を取りまとめ、評価を行う。なお、動画の視聴数やアンケートの回答率が上がる仕組みを検討すること（例：回答者の中から無作為に抽出した者に謝礼をお渡しする等）

(3) 県民公開講座の実施

県民及び地域保健医療関係者を対象に、妊孕性や母体の安全性、不妊などをふまえた妊娠・出産の正しい知識、仕事と妊娠・出産・育児を両立させる工夫など、ライフデザインが描きやすい具体的な情報を盛り込んだ県民公開講座を実施すること。

なお、今後施策へ反映できるよう参加者への調査票等による事業評価を行うこと。

また、これから妊娠・出産を考える世代に多く参加してもらえるような仕組みを検討すること。

4 契約期間

委託契約締結日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

5 成果品

提出する成果品は以下のとおりとし、紙媒体（2部）及び電子データで提出すること。なお、(3)については電子データのみとする。

(1) 業務完了報告書（令和8年（2026年）3月19日（金）までに提出）

(2) 実施したアンケートや調査等の取りまとめ結果

(3) 普及啓発のために作成した動画

(4) その他、本業務実施にあたり作成、収集した資料一式

<留意事項>

- ・電子データは「Microsoft Office」を用い作成すること。なお、データ形式は、「Microsoft Office 2016 以降」のソフトウェアで閲覧、及び編集が可能なものとする。
- ・電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん、外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを必ず行うこと。
- ・動画の電子データについては、納入後に編集が可能な状態で納入すること。
- ・成果品については、外観にタイトル等を表記し、内容がわかるようにすること。
- ・受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、納品完了後であっても、受託者は速やかに県が必要と認める訂正、補正、その他の必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。

6 事業実施体制

- (1) 短期間での事業実施が必要となることから、業務遂行に十分な人員を配置するとともに、業務管理責任者を配置し、適切に事業の管理を行うこと。
- (2) 業務全体の進捗管理及び方向性の認識を合わせるために、対面またはオンライン形式にて定期的に打合せを行うこと。また、毎回議事録を作成し、3営業日以内に提出すること。

7 その他の留意事項

- (1) 本事業の遂行にあたっては、県と十分に協議を行いながら実施すること。
- (2) 県は、受託者の業務遂行に必要な資料等の提供に可能な限り協力することとする。受託者は県から提供された資料等については、本事業以外の目的に使用してはならない。また、資料等は業務完了後速やかに県へ返却しなければならない。
- (3) 当委託業務契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じたすべての著作権は、すべて県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく使用または流用してはならない。
- (4) 本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。特に、個人情報に関わる情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、県の指示に基づくものとする。
- (5) 委託業務の遂行にあたっては、随時、進捗状況の報告を行い、受託業務の円滑な遂行に努め、具体的な事項については、県と十分協議のうえ決定すること。